

多賀城市教育委員会 御中

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第 1 8 条第 1 項に基づく諮問について（答申）

平成 2 5 年 1 2 月 5 日付け教総第 9 1 6 号による諮問について、以下のとおり答申します。

1 審査会の結論

多賀城市教育委員会（以下「実施機関」という。）の平成 2 5 年 9 月 1 2 日付け生学第 3 7 5 号による公文書部分開示決定に係る非開示部分のうち、別表に掲げる部分については、多賀城市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 5 号を適用し非開示とし、その余の部分については開示とするのが相当である。

また、同決定において、平成 2 5 年 7 月 2 6 日に行われた実施機関職員とカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社職員との打合せに関する記録を開示請求の対象としなかったことについては、相当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、平成 2 5 年 9 月 2 日に条例に基づき、実施機関に対し、平成 2 5 年 7 月 2 5 日及び同月 2 6 日に実施機関の職員が行った佐賀県武雄市図書館の視察（以下「本件視察」という。）に係る全ての文書を公開するよう請求した。
- (2) これに対し、実施機関は、本件視察に係る復命書（以下「本件復命書」という。）を上記(1)の請求に係る公文書の 1 つとした上で、本件復命書に記載されている視察先で対応した武雄市職員（以下「説明者」という。）との質疑応答内容（以下「武雄市職員質疑応答部分」という。）を条例第 7 条第 5 号の規定により非開示とし、その余の部分及びその他の資料については開示する決定（以下「公文書部分開示決定」という。）を平成 2 5 年 9 月 1 2 日付けで行った。
- (3) 公文書部分開示決定に対し、不服申立人は、平成 2 5 年 1 1 月 6 日付けで異議申立てを行った。
- (4) 実施機関は、平成 2 5 年 1 2 月 5 日付け教総第 9 1 6 号により、本件不服申立てに係る公文書部分開示決定の相当性について、当審査会に諮問した。
- (5) 当審査会は本件諮問に対し、平成 2 6 年 1 月 8 日、同月 2 1 日、同年 3 月 1 2 日、同年 5 月 1 3 日、同年 7 月 1 5 日及び同年 8 月 7 日に会議を開催し、実施機関の職員及び不服申立人からの意見陳述を受けるとともに、実施機関及び不服申立人から提出された意見書、本件諮問書、公文書開示請求書、公文書部分開示決定通知書、異議申立書その他の参考資料に基

づき検討を行った。

(6) 上記検討に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

3 不服申立人の主張

不服申立人は、異議申立書等において、おおむね次のように主張している。

(1) 本件復命書は、不服申立人が公文書開示請求を行った平成25年9月2日よりも以前である同年8月27日に開催された多賀城市議会文教厚生常任委員会（以下「常任委員会」という。）において、全部が開示された状態で資料として提出されている。

議会は公開が原則であり、議会に提出された資料は既に公にされていると考えるべきである。また、市議会議員に地方公務員法の守秘義務は課されていない。ゆえに、議会に提出された資料は当然公開されなければならないものであり、本件公文書開示請求に対しても、その全部を開示すべきである。

(2) 平成25年9月24日に開催された多賀城市議会定例会補正予算特別委員会において、本件復命書には、武雄市職員質疑応答部分に続く、平成25年7月26日に実施機関の職員が武雄市図書館の指定管理者であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の担当者で行った質疑応答に関する部分（以下「CCC質疑応答部分」という。）が存在することが明らかになっている。庁舎内に存在する文書は全てが公文書に該当するものであり、CCC質疑応答部分について、開示、部分開示又は非開示の決定を行わないことは、違法・不当である。

4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 武雄市職員質疑応答部分は、武雄市図書館を視察した実施機関の職員による説明者へのインタビューを記載したものである。当該部分は、説明者が、実施機関職員に対して参考情報として述べた内容を文書に記録したものであるが、当該内容は公にされることを前提として述べられたものではないため、これを公にすることはインタビューに応じた武雄市との信頼関係を損ねるものと判断し、条例第7条第5号の規定により非開示としたものである。

(2) CCC質疑応答部分については、実施機関の職員がカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の武雄市図書館の担当者とのやり取りを記録したものであるが、当該部分は、復命書として保管されておらず、当該職員が個人的に保管するにとどまっているものであり、本件開示請求の対象となる条例第2条第2号に規定する公文書には該当しないことから、公文書部分開示決定に含めていないものである。

5 当審査会の判断

(1) 武雄市職員質疑応答部分について

ア 武雄市職員質疑応答部分の内容を確認したところ、上記4(1)において実施機関が主張するとおり、説明者が公にされることを前提として述べたものではないと思料される情報が多数含まれていることが認められた。これらの情報については、条例第7条第5号の規定により非開示とすべきことが妥当であると判断できる。

イ 一方で、本件復命書については、上記3(1)に記載のとおり、武雄市職員質疑応答部分が

非開示とされることなく、実施機関から常任委員会に対して資料として提出されていることが確認された。

ウ 実施機関が上記イに記載のとおり本件復命書を提出した理由は、常任委員会の議題が「図書館移転に関する今後のスケジュール概要について」及び「新図書館の現時点における構想（案）について（施設構想、運営計画等）」であり、武雄市職員質疑応答部分もその審議に必要であると思料されたためであり、あくまで常任委員会の審議においてのみ公開することを意図したものであったことが確認された。

エ しかし、実施機関職員に対し、本件復命書を資料として市議会に提出した際の状況を確認したところ、武雄市職員質疑応答部分が非開示情報に該当することや、当該非開示部分を常任委員会の審議に限って公開することとしたい旨を市議会側に伝えていなかったことが確認された。

オ 本件は、非開示情報を含む本件復命書について何らの措置を講じることなく市議会に提出した取扱いに不備があったのであって、実施機関は、市議会に対して資料提供時の確認の不備を伝え、非開示情報として適切に管理すべきであり、本件公文書開示請求に対しては、武雄市職員質疑応答部分が非開示情報であることとして対応するべきであると思料する。

カ なお、武雄市職員質疑応答部分について、説明者が、ある部分は公にされないことを前提として述べ、またある部分は公にされることを前提として述べる、ということは通常考えられないことから、説明者はその全部について、公にされないことを前提として述べたものと思料される。しかし、武雄市職員質疑応答部分には、開示しても武雄市との信頼関係を損ねることにはならないと認められる情報も含まれていることが確認されたことから、そのような情報については、非開示とすべき部分に影響しない限りにおいて開示すべきものと判断する。

キ そこで、当審査会は、武雄市職員質疑応答部分において、説明者が公にされることを前提として述べたものではないものかどうかということについて、以下の3点を判断基準として設定し、3点のいずれかに該当する情報については説明者が公にされることを前提として述べたものではなく、これを公にすることによって武雄市との信頼関係を損ねる非開示情報であると判断することとして、全52の質疑応答内容について審理を行った。

(ア) 正確性が欠如しているもの

金額、見通し、経過等について正確性に欠けるもの、大雑把な説明等を行っているものについては、説明者が公にされないことを前提として説明したものと解することができ、その内容をそのまま文書化して公にすることは、明らかに説明者の予想を超えた利用になると考えられるため、非開示とすることが妥当である。

(イ) 説明者の個人的見解であるもの

説明者の個人的見解であるものについては、外部には出ないことを前提にしたものであると考えられるため、非開示とすることが妥当である。

(ウ) 第三者との交渉内容に関するもの

契約締結に至る事情、交渉経過、交渉の条件内容等、民間企業等との契約に関するものについては、公になることにより当該民間企業等の目に触れることを説明者が望まないことを明示しているものだけでなく、そのような事実を含む説明になっているものに

についても同様に開示しないことが必要と考えられるため、非開示とすることが妥当である。

ク その審理の結果、武雄市職員質疑応答部分における部分開示については、別表のとおり行うことが妥当であると判断した。

(2) C C C 質疑応答部分について

ア C C C 質疑応答部分については、同内容の文書が平成 2 5 年 9 月に差出人及び差出目的不明の状態が多賀城市長、教育長及び市議会議員に武雄市職員質疑応答部分と同内容の文書と併せて郵送され、平成 2 5 年 9 月 2 4 日に開催された多賀城市議会定例会補正予算特別委員会においてその内容に関する質疑が行われたこと等により、その存在が公になったものである。

イ 実施機関の職員への聴取により、本件視察を行った職員が復命書を作成する際、C C C 質疑応答部分を含んだ復命書案を作成し、上司の審議に付したところ、そういった質疑応答を行うことまでの出張を命じていたものではなかったことから、当該上司は、C C C 質疑応答部分を除いて復命書を作成し直すように当該職員に指示し、指示を受けた当該職員は、C C C 質疑応答部分を除いた状態の本件復命書を作成し直し、直した後の本件復命書が決裁され、組織的に保有される文書となった事実が確認された。

ウ 当審査会が実施機関に対し、C C C 質疑応答部分の提出を求めたところ、実施機関からは、当初復命書から除かれた C C C 質疑応答部分の原本自体は保有していないが、上記アに記載した教育長宛てに郵送された文書は保有しているとして、当該文書の写しが提出され、C C C 質疑応答部分は、組織的に保有されている復命書には添付されておらず、また、当該復命書以外の組織的に保有している文書としても存在しないことが確認された。

エ このことにより、C C C 質疑応答部分は、条例第 2 条第 2 号に規定する公文書の定義のうち、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」には該当するものの、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」には該当しないことになる。

オ この点に関して、不服申立人は上記 3 (2)に記載のとおり、庁舎内に存在する文書は全てが公文書に該当する旨主張しているが、当該主張は上記の公文書の定義とは異なる不服申立人独自の解釈であって、採用することはできない。

カ 条例の公文書の定義に照らせば、文書等が公文書に該当するか否かは、実施機関における取扱いに基づいて判断されるべきものであり、上記エに記載のとおり、C C C 質疑応答部分は条例第 2 条第 2 号に規定する公文書の要件を満たさないものであることから、公文書部分開示決定の対象である本件復命書には、C C C 質疑応答部分は含まれないものと判断する。

(3) よって、前記 1 記載のとおり、答申する。

以上

別表

設問番号	非開示とする理由	非開示とすべき箇所
1	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
2	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
3	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
5	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
6	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
7	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
8	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
9	説明者の個人的見解であるもの	回答の10行目以降
12	説明者の個人的見解であるもの	回答の1行15文字目以降
13	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
14	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
15	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
16	説明者の個人的見解であるもの	回答の2行20文字目以降
17	正確性が欠如しているもの	回答の全文
18	正確性が欠如しているもの	回答の全文
19	説明者の個人的見解であるもの	回答の9行5文字目以降
23	第三者との交渉内容に関するもの	回答の2行27文字目以降
25	第三者との交渉内容に関するもの	質問、回答の全文
31	説明者の個人的見解であるもの	回答の4行目
35	第三者との交渉内容に関するもの	回答の6行目以降
36	説明者の個人的見解であるもの	回答の1行1文字目から3行7文字目まで
37	説明者の個人的見解であるもの	回答の16行31文字目以降
40	第三者との交渉内容に関するもの	質問、回答の全文
41	第三者との交渉内容に関するもの	質問、回答の全文
42	第三者との交渉内容に関するもの	質問、回答の全文
43	説明者の個人的見解であるもの	回答の4行目以降
44	説明者の個人的見解であるもの	質問、回答の全文
48	説明者の個人的見解であるもの	回答の4行目以降
50	正確性が欠如しているもの	質問、回答の全文
51	正確性が欠如しているもの	回答の1行6文字目から2行10文字目まで